

特集

平成24年3月1日~7日

春季全国 火災予防 運動実施中!



| MIC FOCUS |

国民視点の行政を実現する!
行政評価局調査

地方のかがやき

外国人集住率日本一
多文化共生のまちづくり

群馬県 大泉町

今月のキーワード

住民参加型市場公募地方債



福山市立大学

福山市立大学建設事業債の概要

名称	福山市立大学建設事業債	
発行団体	広島県福山市	
充当事業	福山市立大学建設事業	
発行年度	平成21年度	平成22年度
発行額	5億円	10億円
応募件数・額	4395件、60億3570万円	5472件、98億3750万円
償還年限・方法	5年満期一括償還	3年満期一括償還(5億円) 5年満期一括償還(5億円)
利率	年0.76%	3年物:年0.55% 5年物:年0.82%
購入対象者	個人・法人(居住地等の制限条件なし)	
購入特典	LED電球を配布	

購入者特典の例

発行団体	購入者特典
埼玉県	①購入感謝カード贈呈 ②水族館または博物館入館料無料(いずれか1館、1回2名まで)
海老名市(神奈川県)	抽選で40人に海老名名産の米(5キロ)贈呈
塩尻市(長野県)	平成22年塩尻産ヌーボーワイン(1本)贈呈
静岡市	動物園の入園料無料(1回大人2名まで)
福岡市	①美術館企画展招待券(1枚)贈呈 ②スポーツクラブの入会金及び初月度月会費無料

地方債とは?
「地方債」とは、地方公共団体が一般会計年度を超えて行う借り入れのことです。都道府県・市区町村は、教育・福祉・消防等の行政サービスを提供していますが、その財源の一つが地方債で、主に道路、河川等の公共インフラの整備に活用されています。

住民参加型市場公募地方債
地方債のうち、その用途を分かりやすく明示して地域住民等に投資資金を求めるものを「住民参加型市場公募地方債」と言います。

また、一般的には「ミニ公募債」とも呼ばれています。地方公共団体が、①住民の行政参加意識の高揚を図る、②住民に対する行政施策のPR、③個人の金融資産の有効活用といった目的で発行しており、住民生活に身近な保育所、学校、公園等の整備に活用されています。

平成13年度に初めて発行されて以降、毎年2000億円、3000億円程度発行されており、平成22年度末までに累計2兆5224億円発行されています。個人向け復興国債と同様に、使途が明確な社会貢献投資ということ注目されています。

住民参加型市場公募地方債の購入
「住民参加型市場公募地方債」はたいへん多様で、例えば、購入者に対して、県産品プレゼント、無料健康診断、施設開設記念式典招待といった特典を付与するものや、抽選で当選した人のみ購入できるもの、さらには、複数の地方公共団体が共同で発行するものなどもあります。

主に地元金融機関で販売されていて、発行時期や利回りなどの条件は、金融機関や地方公共団体のホームページ、広報誌等で確認できます。生活に身近な施設等の財

源として活用される「住民参加型市場公募地方債」は、安全性が極めて高く、社会に貢献できる投資方法の一つです。また、利回りは、国債と比較して高めに設定されることが多いことも特徴です。償還期間も5年と比較的に設定しているものが多く、個人が保有しやすくなっています。ぜひ、債券投資の一つの選択肢として、ご検討ください。

総務省

CONTENTS

3 ニッポンの今を知る
「住民参加型市場公募地方債」

4 特集

平成24年3月1日~7日

春季全国火災予防運動実施中!

8 ■ MIC FOCUS

国民視点の行政を実現する!

行政評価局調査

■ MIC NEWS

12 外国にいても日本の国政選挙に投票ができます

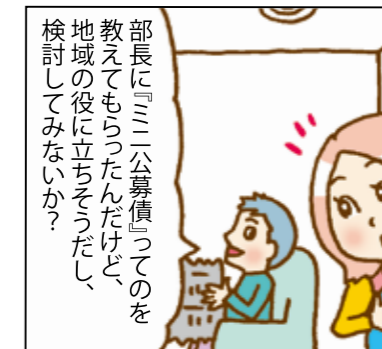
14 景気判断の基礎資料
ご存じですか? 暮らしのデータ

16 岩手、宮城、福島の皆様、
アナログ放送が3月31日に終了します!

18 総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会による
独立行政法人評価

20 地方のかがやき

外国人集住率日本一
多文化共生のまちづくり
群馬県大泉町



平成24年3月1日～7日 春季全国 火災予防 運動実施中!

平成22年の1年間に、全国で発生した火災の総件数は、46,620件。
1日あたり約130件の火災が発生していたこととなります。
火災を未然に防ぐために、国民一人ひとりが、防火意識を高めることが大切です。



「がんばっぺ!!いわき!火災予防芋煮会!」でのてんぶら鍋火災再現実験の様子 (いわき市消防本部)

年間千人以上が 住宅火災の犠牲に

火災による総死者数は1738人、このうち、一般住宅・共同住宅・併用住宅などの住宅火災による死者数は放火自殺者などを除くと1022人となり、半数以上を占めています。住宅火災による死者数は徐々に減少していますが、8年連続で千人を超えているなど、尊い生命が失われる状況が、依然として続いています。火災による犠牲者を減少させ、財産の損失を防ぐためには、日頃から一人ひとりが生活の中で、火災を未然に防ごうという防火意識を高めることが大切です。消防庁では、今年も3月1日(木)から7日(水)までの7日間、「春季全国火災予防運動」を実施します。あわせて、「全国山火事予防運動」及び「車両火災予防運動」も実施します。

また、今回の火災予防運動では、平成23年6月に住宅用火災警報器の設置が全国で義務化されたことから、未設置世帯に対する働きかけ及び適切な維持管理に関する周知事項をはじめ、住宅火災による死者の発生防止対策の要点をまとめた「住宅防火いのちを守る 7つのポイント」を活用し、総合的な住宅防火対策の推進について

積極的な広報を行うこととしています。
なお、気象条件等の関係から一部道県においては時期をずらして実施します。

・北海道	4月20日から4月30日まで
・青森県	4月9日から4月15日まで
・秋田県	4月1日から4月7日まで
・山形県	4月9日から4月22日まで
・新潟県	4月1日から4月7日まで
・富山県	3月20日から3月26日まで
・石川県	3月20日から3月26日まで
・福井県	3月20日から3月26日まで
・長野県	4月7日から4月13日まで
(岳南広域消防本部)	
4月14日から4月20日まで	
(岳北消防本部)	

平成23年度 全国統一防火標語

消したはず
決めつけないで
もう一度

全国火災予防運動における重点目標

- 1 住宅防火対策の推進
- 2 放火火災・連続放火火災防止対策の推進
- 3 特定防火対象物[※]等における防火安全対策の徹底
- 4 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- 5 林野火災予防対策の推進

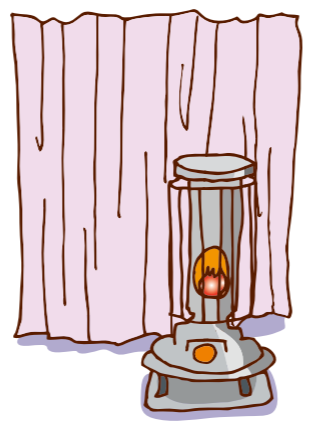
※ 特定防火対象物：飲食店、物品販売店舗、ホテルなどの不特定多数の人が出入りする防火対象物、または病院、社会福祉施設、幼稚園など災害時要援護者が利用する防火対象物のこと。

住宅防火 いのちを守る7つのポイント

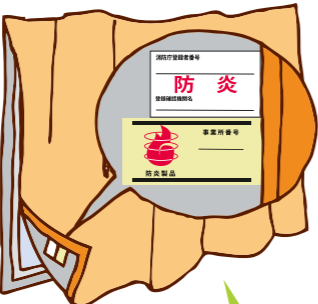
習慣①
寝たばこは、
絶対やめる。



習慣②
ストーブは、燃えやすい
ものから離れた
位置で使用する。

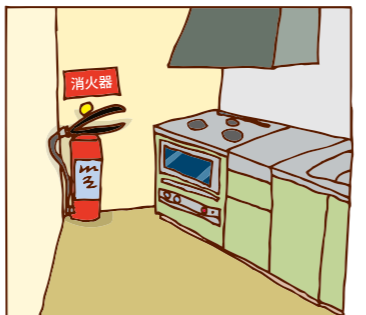


習慣③
ガスこんろなどの
そばを離れるときは、
必ず火を消す。



対策②
寝具、衣類及び
カーテンからの火災を
防ぐために、防火品を
使用する。

対策③
火災を小さいうちに
消すために、
住宅用消火器等を
設置する。*



対策①
逃げ遅れを防ぐために、
住宅用火災警報器を
設置する。*



対策④
お年寄りや身体の
不自由な人を守るために、
隣近所の協力体制を
つくる。



*住宅用火災警報器や住宅用消火器の購入にあたっては、悪質業者による訪問販売や詐欺に十分ご注意ください。

火災を防ぐ知識を 身に付けよう

総出火件数の中で出火原因のトップは「放火」です。「放火の疑い」も含めると、出火原因全体の20・5%を占めています。特に東京、大阪、愛知など大都市に多く、消防庁では、放火火災防止に関する情報提供を、ホームページ等で幅広く行っています。また、平成22年中に死者の出た住宅火災を発火源別に見ると、「たばこ」「ストーブ」「電気器具」がワースト3。この3つを安全に取り扱うための広報を、消防庁では全国各地で重点的に行っています。「放火されない環境づくり」「火災を防ぐ知識の習得」に、ぜひ、お役立てください。

行事やイベントに 参加してみよう

平成22年中の住宅火災による死者数のうち、65歳以上の高齢者が62・7%を占めています。年をとると目や耳が不自由になり火災に気づくのが遅い、あるいは気づいても若い人のように迅速に動けず逃げ遅れる、といったことが多いのが実情です。このことから、火災時の要援護者を地域ぐるみでサポートできるよう積極的に働きかけ

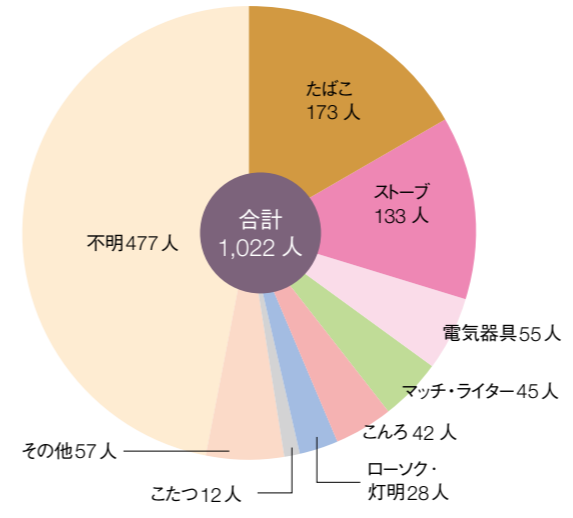


伊香保町石段広場における林野火災対応訓練の様子（渋川広域消防本部）

ることが大切ですが、火災予防運動はその絶好の機会です。
この運動期間中には、各地で住宅防火診断、防火講演会、防災訓練など様々な行事やイベントの開催が予定されており、また、防火に対する正しい知識・技能習得のため、積極的に参加していただくようお願いいたします。

住宅火災の 発火源別死者数

(平成22年中、放火自殺者等を除く)



ローカルヒーロー「119団アンジンダー」による火災予防広報の様子（名張市消防本部）



タイムリーな調査機能の発揮 — 常時監視活動 —

行政評価局では、「行政評価局調査」機能の多様化の取組の一環として、各種課題に対する政府の取組方針や動向について、常時監視活動を行い、必要に応じ、機動的に調査機能を活用した運営改善等に取り組んでいます。平成23年度は、東日本大震災対策について実態把握結果を取りまとめ、関係機関に対して課題への対応を要請しました。

国民視点の行政を実現する！

行政評価局調査

行政評価局調査とは？

行政評価局調査は、行政評価局が政府内における第三者的な評価専門機関として、必要性・有効性・効率性等の観点から、管区行政評価局、行政評価事務所を活用した全国的規模の調査により、各府省の課題や問題点を実証的に把握・分析し、改善方を提示するものです。

具体的な調査テーマについては、政務三役を中心としたオープンな議論を経て策定した「行政評価等プログラム」において、震災対応、行政の無駄・非効率の根絶、国民の安全・安心の確保といった観点に基づいて選定しています。調査テーマを選定後、調査の実施、改善事項の指摘（勧告）、指摘後の改善状況の検証を一連の活動として行います。

加えて、各種課題に対する政府の取組方針や動向について、常時監視活動を行っており、今回はその概要とあわせて、最近実施した行政評価局調査のうち、2つの事例を紹介いたします。

事例 2

放射性物質等による 内部被ばくの検査に関する 実態把握の結果

背景事情

福島県は、県内で警戒区域等及び比較的放射線量が高い地域にいた住民を対象に、内部被ばく検査をWBC（ホールボディカウンタ）を用いて実施しているが、福島県から県外へ避難した者の検査の実施方法等は明確になっていないことから当該検査の実施状況を把握

実態把握結果

全国には、「二次・三次被ばく医療機関」24機関にWBCが配置済みで、これらを有効活用することによって、福島県内外に在住する福島県民を対象に円滑かつ効率的に内部被ばく検査を実施することが可能

要請
内閣府原子力災害対策本部
原子力被災者生活支援チームに対し、
次の課題への対応を要請

福島県及び関係省庁と連携を図りながら、次のような措置を講ずることにより、福島県民に対する円滑かつ効率的な内部被ばく検査の実施を推進していくことが課題
①全国の二次・三次被ばく医療機関に対し、既に福島県からの依頼を受けて内部被ばく検査を実施している先行事例を紹介しつつ、福島県内外に在住する福島県民の内部被ばく検査の実施を要請すること
②二次・三次被ばく医療機関において福島県民の内部被ばく検査を実施する場合には、WBCの調整・校正、検査精度や線量評価の方法の共通化、WBCの操作者及び評価者への研修等の技術的・専門的な支援を行うこと
※上記の措置を講ずるに当たっては、全国の被ばく医療機関におけるWBCの検査精度等を把握しておく必要がある（平成23年12月21日）

事例 1

東日本大震災に伴う国の資格試験や免許証等の再交付手数料に係る特例措置の実態把握の結果

背景事情

東日本大震災の被災者から、国の資格試験や免許証等の再交付手数料に係る特例措置について行政相談が寄せられたことを端緒に、これらの特例措置の実施状況を把握

実態把握結果

①証明書類の提出期限の延長や試験日の変更等何らかの特例措置を実施しているものは、73制度中47制度（64.4%）
②免許証等の再交付手数料を免除する特例措置を実施しているもの（予定を含む。）は、59制度中13制度（22.0%）

要請
関係府省に対し、課題への対応を要請

今回の実態把握の対象とした64制度、さらには今回把握対象としなかった249制度を所管する各府省において、東日本大震災の被災者を支援するため、本実態把握の結果を参考として、必要な特例措置が実施されるよう要請（平成23年8月15日）



平成23年8月以降に勧告またはフォローアップを行った調査テーマ

調査テーマ	勧告日	フォローアップ（公表日）	
		1回目	2回目
契約における実質的な競争性の確保に関する緊急実態調査 —物品調達を中心として—	H21.11.30	H22.6.18	H23.8.31
社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視 —道路橋の保全等を中心として—	H22.2.5	H22.11.5	H23.12.13
薬物の乱用防止対策に関する行政評価・監視 —需要根絶に向けた対策を中心として—	H22.3.26	H22.11.12	H24.1.10
雇用保険二事業に関する行政評価・監視	H22.1.22	H22.12.17	H24.1.25
職員研修施設に関する調査	H22.12.10	H23.9.30	—
製品の安全対策に関する行政評価・監視	H23.2.1	H23.9.30	—
バイオマスの利活用に関する政策評価	H23.2.15	H23.12.20	—
検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査	H23.10.14	—	—
児童虐待の防止等に関する政策評価	H24.1.20	—	—
公共職業安定所の職業紹介等に関する行政評価・監視 —一般職業紹介業務を中心として—	H24.1.31	—	—
社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視	H24.2.3	—	—

現在調査中のテーマ

調査テーマ	調査時期
法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策評価	H23.1～
自殺予防対策に関する行政評価・監視	H23.5～
国から補助・委託等を受けている公益法人（指定法人等）に関する調査	H23.5～
鳥獣被害防止対策に関する行政評価・監視	H23.9～
農地の保全及び有効利用に関する行政評価・監視	H23.10～
医薬品等の普及・安全に関する行政評価・監視	H23.12～
ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価	H23.12～
高齢者の社会的孤立の防止対策等に関する行政評価・監視	H24.1～

公共職業安定所の職業紹介等に関する行政評価・監視

— 一般職業紹介業務を中心として —

報告日：平成 24 年 1 月 31 日 報告先：厚生労働省

雇用失業情勢は、一部に持ち直しの動きがみられるものの、依然として厳しい状況で、公共職業安定所が受領する求職者及び求人結びつく割合は、ミスマッチなどで毎年 3 割程度にとどまっています。

そこで公共職業安定所における雇用のミスマッチの解消を図り、求人・求職者の結合を促進する観点から、公共職業安定所における職業紹介業務の実施状況等の調査を実施し、その結果を受けて必要な改善措置について報告しました。

求人・求職のための基本業務の徹底

問題点

- ・ 確かな求職受領、求人内容確認、相談記録等の基本業務が不徹底
- ・ 求職者の希望条件が未把握、未記録（抽出した求職者 930 人中 174 人）
- ・ 職業相談等の約 7 割で相談内容の記録が不十分
- ・ 最低賃金額未満の賃金表示など求人票の確認・改善が不十分

勧告事項

- ・ チェック機能の強化等の実効的な措置を実施して、職業紹介に不可欠な基本業務を徹底すること

求人・求職者のニーズに応じた効果的かつ的確な職業紹介業務の推進

問題点

- ・ ニーズや状況に応じた職業紹介業務が行われていない
- ・ ニーズに応じた広域職業紹介の実施が不十分
- ・ 職業訓練受講後に関係の薄い職業の求人が紹介され不採用
- ・ 未充足の求人のフォローアップが不十分 など

勧告事項

- ・ ミスマッチ解消を図り、ニーズ・状況に応じた効果的な職業紹介の実施のための取組（広域職業紹介、職業訓練との連携、等）を重点的に推進すること

地方公共団体等における無料職業紹介事業に対する支援及び連携の強化

問題点

- ・ 地方公共団体等が実施する無料職業紹介事業を効果的なものとするためには、安定所の有する労働市場情報のきめ細かな提供や、求人情報の提供範囲の拡大、充実が必要との意見・要望あり

勧告事項

- ・ 無料職業紹介事業を実施する地方公共団体等に対し、労働市場の情報を可能な限りきめ細かく提供し、また、提供する求人情報の充実・拡大を図ること

児童虐待の防止等に関する政策評価

報告日：平成 24 年 1 月 20 日 報告先：文部科学省、厚生労働省

児童虐待相談対応件数の増加を背景に、平成 12 年に児童虐待防止法が制定、その後改正され、安全確認のための立入調査の強化等の措置が講じられましたが、児童虐待相談対応件数の増加は続き、虐待による死亡事例も依然として後を絶たない状況です。

そこで、児童虐待の防止等に関する政策が、全体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を実施し、その結果、政策全体としての効果は不十分となっていたことから、必要な改善措置について報告しました。

児童虐待の発生予防に係る取組

問題点

- ・ 生後 4 カ月までの乳児のいる全家庭を訪問する「乳児家庭全戸訪問事業」と、支援が必要とされた家庭を訪問する「養育支援訪問事業」は児童虐待の発生予防に一定の効果がみられるが、両事業を実施している市町村は、全国 1,750 市町村中 1,001 市町村（57.2%）にとどまっている

勧告事項

- ・ 両事業を実施していない市町村がみられる原因を分析し、必要な改善措置を講ずること

児童虐待の早期発見に係る取組

問題点

- ・ 調査した 17 保育所及び 42 小・中学校の中には、虐待のおそれを認識しながら、児童相談所等に報告していない事例（23 事例）や、通告までに 1 カ月以上要した事例（10 事例）あり

勧告事項

- ・ 市町村に対し、保育所における速やかな通告を徹底するよう要請すること
- ・ 速やかな通告を要請する通知を踏まえた小・中学校における児童虐待の通告の実施状況を把握し、その結果、速やかな通告の徹底が必要な場合は、その徹底方策を検討すること

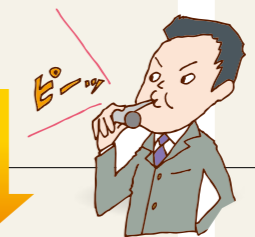
関係機関の連携強化

問題点

- ・ 児童相談所、市町村、警察、学校などで構成される「要保護児童対策地域協議会」は全国の市町村の 95.6% で設置されているが、児童虐待が発生しているにもかかわらず、個別ケース検討会議や実務者会議が開催されていない市町村あり（調査した 264 市町村中 88 市町村（33.3%））

勧告事項

- ・ 個別ケース検討会議及び実務者会議の機能が適切に発揮されるような運営方策を検討し、市町村に対し、両会議の活性化を図るよう要請すること



外国にいても日本の国政選挙に投票ができます

投票のために「登録申請」をしましょう

「在外選挙制度」で、外国にいても衆議院議員および参議院議員の比例代表選挙、選挙区選挙に投票することができます。

海外で投票するためには、お住まいの住所を管轄する日本大使館・総領事館（出張駐在官事務所を含む）を通じて、最終住所地または本籍地の市区町村選挙管理委員会に在外選挙人名簿への登録を申請する必要があります。登録された方には、投票に必要な「在外選挙人証」が、申請先の市区町村選挙管理委員会から日本大使館・総領事館を通じて交付されます。

在外選挙人名簿への登録申請方法

申請者本人または申請者の同居家族等が直接、お住まいの住所を管轄する日本大使館・総領事館の窓口に申請してください。

- 申請書は日本大使館や総領事館の窓口にありますが、また総務省のホームページでも入手できます。

【注意事項】

- 海外への転出時には、お住まいの市区町村において転出届を提出する必要があります。
- 申請書には、日本での最終住所地と本籍地を記入する必要がありますので、事前にご確認ください。
- 登録申請をした市区町村の選挙管理委員会から、領事官を経由して在外選挙人証が交付されます。在外選挙人証は、投票する都度提示していただくものです。大切に保管してください。
- 一時帰国して転入届を行い、再び海外に転出した場合には、転入届をして4カ月を経過した時に在外選挙人名簿から抹消されるため、あらかじめ在外選挙人名簿への登録申請が必要です。

【申請時に必要となるもの】

申請者本人が申請する場合

- ① 旅券（パスポート）
- ② 領事官の管轄区域内に住所を定めた年月日から、登録申請日まで居住していることを証明する書類（住居の賃貸借契約書、居住証明書、住民登録証、住所が記載されている電気・ガス代の領収書など）

同居家族等を通じて申請する場合

上記①・②に加えて次の③・④が必要です。

- ③ 申請を行う同居家族等の方の旅券（パスポート）
- ④ 申出書（あらかじめ、申請者本人が、この「申出書」と「在外選挙人名簿登録申請書」に署名する必要があります。）

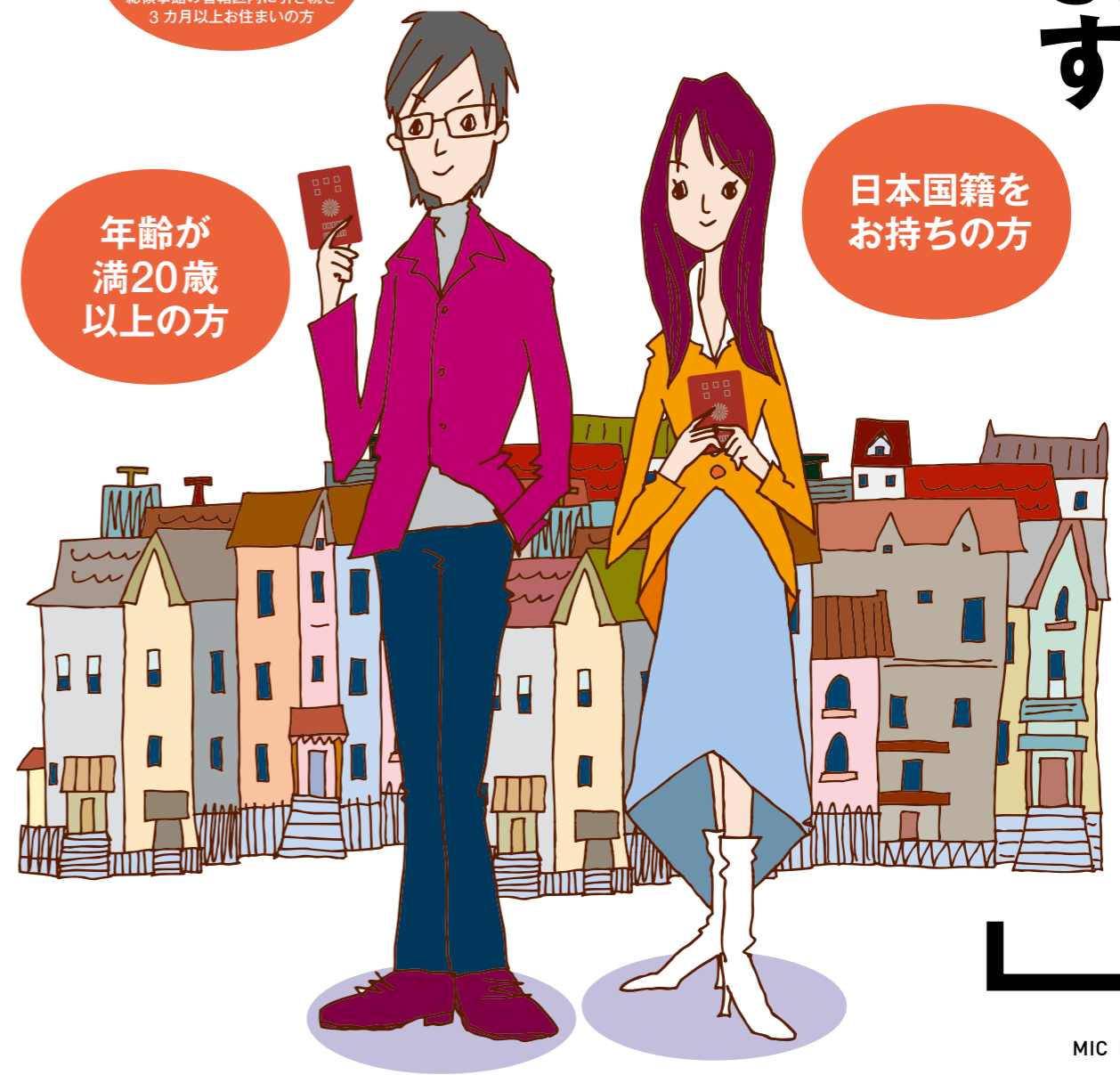
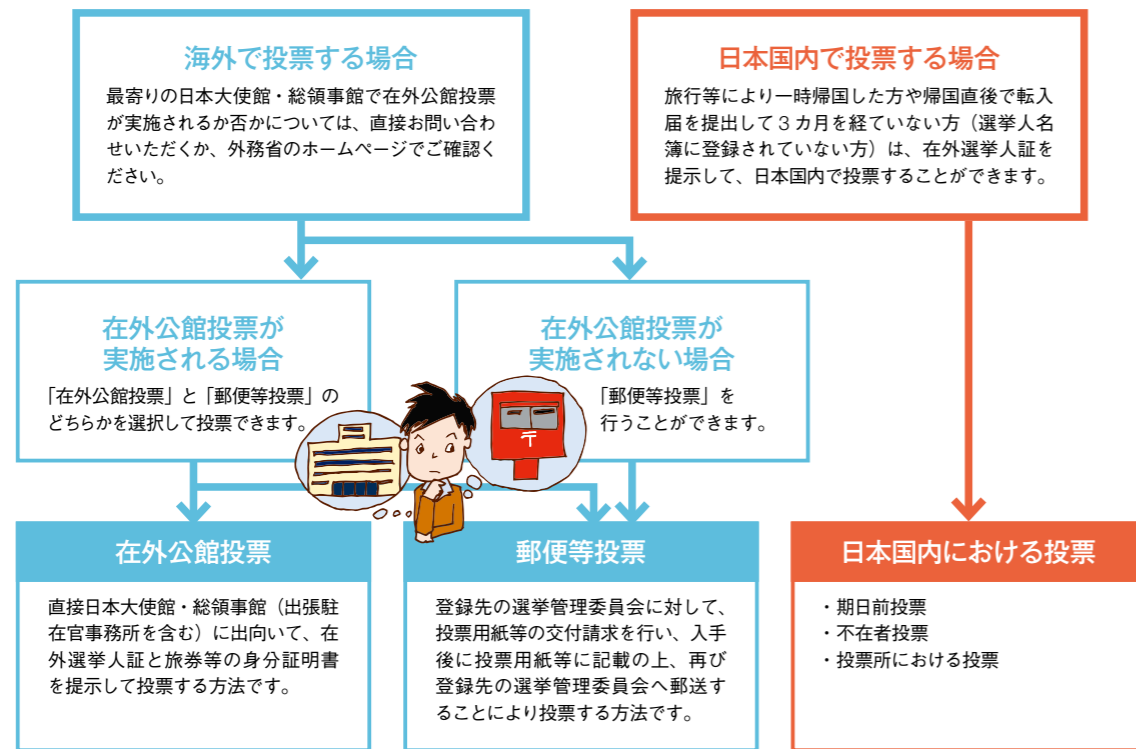
在外選挙人名簿の登録資格

申請時に3カ月以上住所を有している必要はなく、在留届の提出と同時に申請することができます。この場合、領事官が3カ月以上住所を有していることを確認した後、市区町村選挙管理委員会において在外選挙人名簿に登録されます。

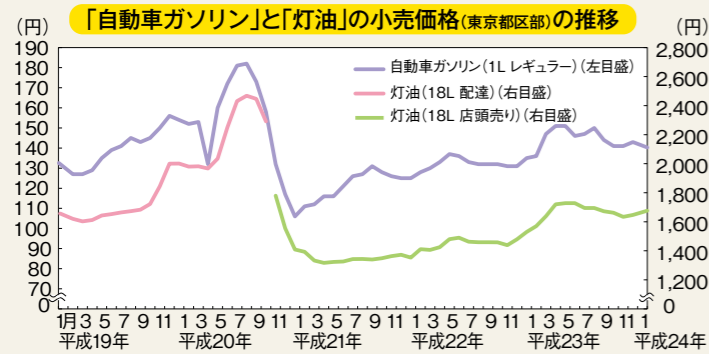
海外に3カ月以上お住まいの方

住所を管轄する日本大使館・総領事館の管轄区内に引き続き3カ月以上お住まいの方

在外選挙の投票方法 3つの投票方法により投票できます



物価の動きは
どうなっているの？



「自動車ガソリン」の価格は、昭和41年の価格調査開始以来、平成20年8月の182円が現時点(平成24年1月末)までの最高値となっている。その後、平成21年1月に106円の安値となった後、再び上昇し、東日本大震災直後の平成23年4月に151円の高値となった。(小売物価統計調査より)

小売物価統計調査

商品の小売価格、サービスの料金、家賃などを調べ、「消費者物価指数(CPI)」など、我が国の物価を明らかにする調査です。

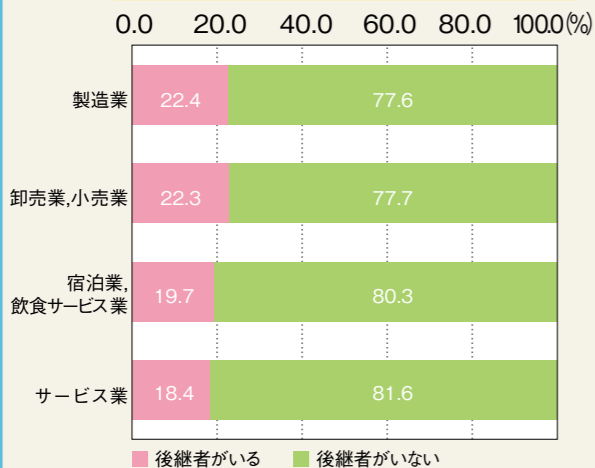
個人企業の実態が
わかるんだって？



個人企業経済調査

個人経営の事業所の「業況」や「売上高」などを調べ、経営状況の実態などを明らかにする調査です。

個人経営事業所の産業別後継者の有無(平成22年)



個人企業経済調査の4つの調査対象産業を見ると、個人経営の事業所(個人企業)のうち「後継者がいる」と回答した事業所の割合は全産業とも約2割であった。(個人企業経済調査(構造編)より)

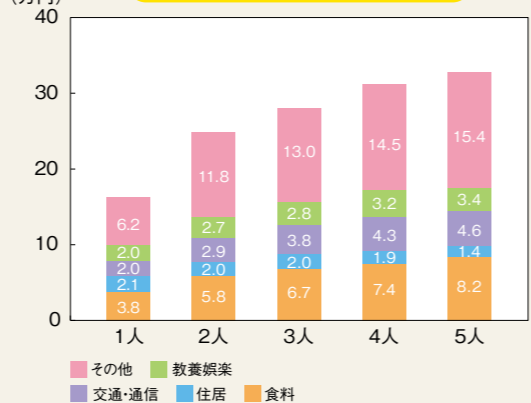
月々の生活費って
どのくらいかかるの？



家計調査

世帯の家計収支を調べ、「消費支出」など、国民の暮らしを家計収支の面から明らかにする調査です。

世帯の人数別消費支出(平成23年)



注1) 「その他」は「光熱・水道」、「家具・家事用品」、「被服及び履物」、「保健医療」、「教育」及び「その他の消費支出」を合計したもの。
注2) 世帯の人数が6人以上の世帯については、標本数が少ないため表示していない。
注3) 図中の数値は金額(万円)。(家計調査より)

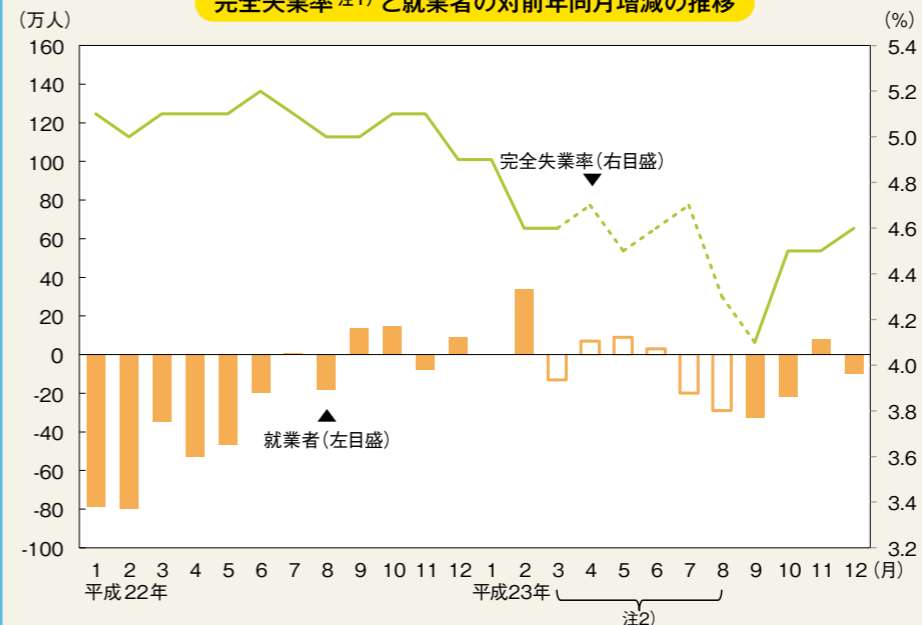
完全失業率って
何でわかるの？



労働力調査

就業や失業の実態を調べ、「完全失業率」など、我が国の雇用情勢を明らかにする調査です。

完全失業率(注1)と就業者の対前年同月増減の推移



注1) 季節調整値(平成23年12月分結果公表時の値)。
注2) 平成23年3~8月は、東日本大震災の影響により、調査の実施が一時困難となった岩手県、宮城県及び福島県を除く全国。
平成23年の完全失業率は、22年からやや低下し、4%台で推移した。(労働力調査より)





地デジの対応をお早めに!

岩手、宮城、福島
アナログ放送が3月31日に終了します!



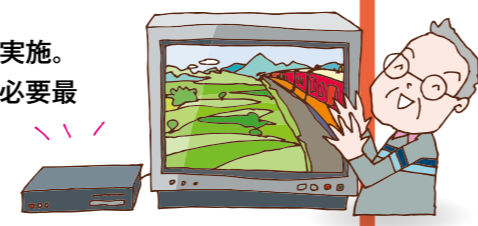
チューナー支援について

チューナー支援とは、NHKの放送受信料が全額免除されている世帯（東日本大震災で被災した世帯を含む）や市町村民税非課税世帯に対して、アナログテレビでも地上デジタル放送が視聴できるよう、地上デジタル放送対応チューナーの無償給付等を行う支援をいいます。

支援の内容は次のとおりです。

- ①簡易なチューナー（1台）を無償給付（配送）。
- ②簡易なチューナーの設置方法や操作方法を電話でサポート。
- ③お求めに応じてお住まいを訪問し簡易なチューナーを設置、操作方法の説明の実施。
- ④必要に応じてアンテナなどの改修、または共同受信施設やケーブルテレビの必要最低限の改修経費の負担。

（注）市町村民税非課税世帯支援は①②のみ



申込書の送付依頼や詳しい支援の内容等については、下記のチューナー支援に関するお問い合わせ先にご連絡ください。

チューナー支援に関するお問い合わせ先

●総務省 地デジチューナー支援実施センター

HP: <http://www.chidejishien.jp>

●NHK放送受信料全額免除世帯支援

TEL: **0570-033840**

IP電話などナビダイヤルがつかない方は

TEL: **03-4334-2668**

FAX: **03-5304-2011**

（受付時間：平日9:00～21:00、土日祝日9:00～18:00）

※番号のおかけ間違いにはくれぐれもご注意ください。

●市町村民税非課税世帯支援

TEL: **0570-023724**

IP電話などナビダイヤルがつかない方は

TEL: **03-4334-2669**

FAX: **03-5304-2011**

（受付時間：平日9:00～21:00、土日祝日9:00～18:00）

※番号のおかけ間違いにはくれぐれもご注意ください。

デジタル放送の受信に関するお問い合わせ先

●デジサポ岩手

TEL: **019-903-0101**

●デジサポ福島

TEL: **024-505-1010**

●デジサポ宮城

TEL: **022-745-1500**

●総務省地デジコールセンター

TEL: **0570-07-0101**

IP電話などナビダイヤルがつかない方は **03-4334-1111**

（受付時間：平日9:00～21:00、土日祝日9:00～18:00 デジサポHP: <http://digisuppo.jp/>）

※番号のおかけ間違いにはくれぐれもご注意ください。

現在

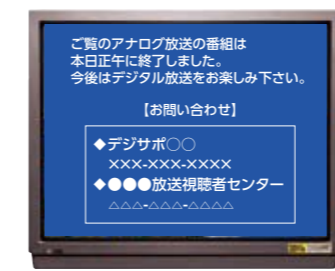


2012年3月12日以降



アナログ放送画面でアナログ放送終了日までの残日数が表示されます。

2012年3月31日 正午



アナログ放送画面で3月31日正午からブルーバックのお知らせ画面が表示されます。

2012年3月31日 24時までに終了



3月31日24時までにアナログ放送は終了し、この後は映りません。

臨時相談コーナーを設置します

総務省では、3月31日にアナログ放送が終了する岩手、宮城、福島県において、地デジに対応できていない方の相談にきめ細かく応えるため「臨時相談コーナー」を設置し、地デジに関する対面相談を受け付けます。相談コーナーでは、低所得者向け簡易チューナー無償給付も実施します。



設置期間

平成24年
2月13日
～4月27日

設置場所

岩手県、宮城県、福島県の
市町村役場等（50カ所程度を予定）

設置スケジュールの詳細は、デジサポ（総務省テレビ受信者支援センター）のホームページ（<http://digisuppo.jp/>）にてご案内しております。

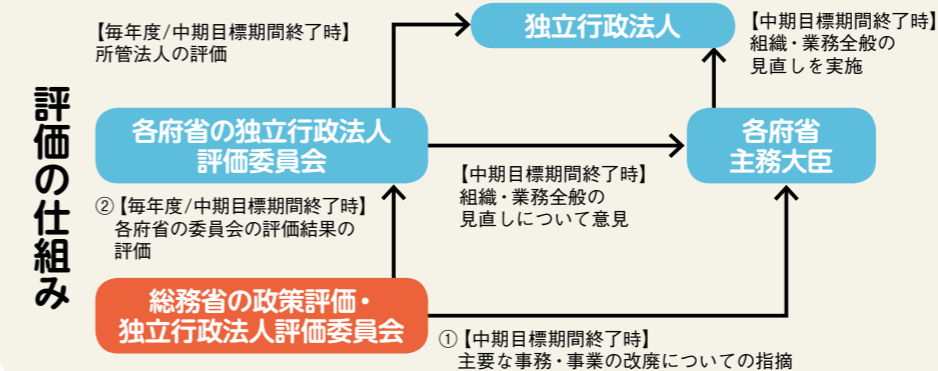
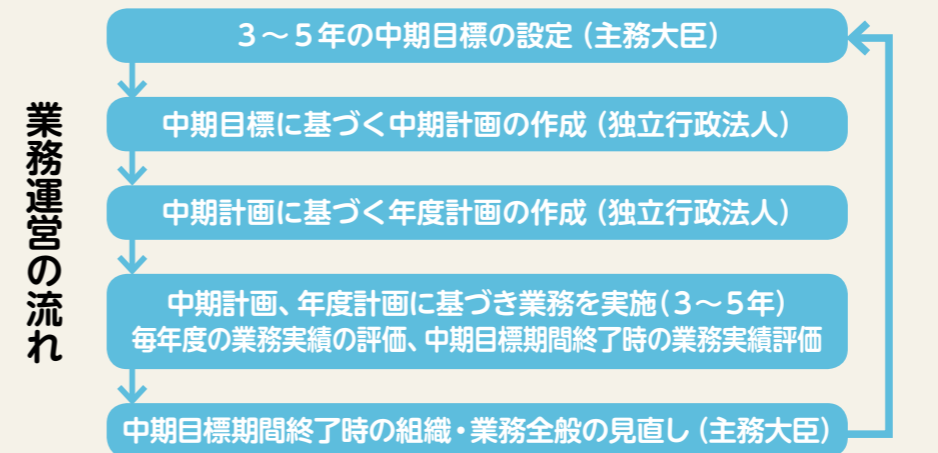
総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会による 独立行政法人評価

独立行政法人評価とは

独立行政法人制度は、公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業のうち、国が直接実施する必要はないものの民間にゆだねると実施されないおそれのあるものなどを実施させるための仕組みです。平成24年2月現在、全部で102法人があります。

この独立行政法人については、業務の適正な運営や質の高い行政サービスを確保するために、第三者機関である各府省の独立行政法人評価委員会と総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会(以下「政独委」という。)が主体となって評価を行っています。

独立行政法人の業務運営の流れと独立行政法人評価の仕組み



委員による独立行政法人視察

政独委の行う独立行政法人評価は、

①勧告の方向性、②二次評価の2本の柱で成り立っています。

見直しの具体例

原子力安全基盤機構

(経済産業省所管)

- 検査の独立性と検査員の中立性・公正性の確保の観点から、検査を原子力事業者等の出身者に依存することがないような体制を構築
- 福島原発事故の教訓を踏まえたオフサイトセンターの在り方の検討及び管理運営方法の見直し
- 50歳以上の技術系職員が2/3以上を占めており、中長期的視点から人材の採用・育成

① 勧告の方向性

各主務大臣は、各独立行政法人の中期目標期間終了時に、必要性、有効性、効率性、質の向上等の観点から組織・業務の全般にわたる見直しを行います。その際、政独委は主要な事務・事業の改廃に関する指摘を「勧告の方向性」という形で取りまとめ、各主務大臣に通知しています。

今年度は、平成23年度末に中期目標期間が終了する9法人を対象に、(1)法人のミッションを踏まえた事務・事業の見直し、(2)業務実施体制の見直し、(3)その他の見直し等に関して、合わせて87の指摘を取りまとめ、主務大臣に通知しました。

個別意見の具体例

国際交流基金(外務省所管)

定期刊行物「をちこち」の休刊後、平成22年8月から「をちこちウェブマガジン」を公開しているが、年間のアクセス件数に換算すると約39,000件であり、休刊した「をちこち」の年間発行部数(42,000部)と比べて少なくなっていることから、今後はアクセス件数の目標値を明らかにさせた上で評価を行うべき。

国立文化財機構(文部科学省所管)

文化財の展示の充実に係る評価指標の一つである博物館の入場者数について、入場者数に係る詳細な分析が明らかとなっておらず、また、再来館者数に係る目標を掲げながら、評価結果において言及されていないことから、今後は入場者数に係る詳細な分析に基づく評価を行うべき。

② 二次評価

毎年度及び中期目標期間終了時に、各府省の独立行政法人評価委員会は、各法人の業務実績について評価(一次評価)を行います。政独委は一次評価について、客観的かつ厳正な実施を確保するため、府省横断的な視点から厳格な評価(二次評価)を行い、各府省評価委員会に意見を通知しています。

今年度は、104法人の平成22年度の業務実績評価について、内部統制の充実・強化等を重点事項として評価を実施するとともに、東日本大震災の影響を受けた法人の業務について、次年度の評価において留意すべき点等に言及しました。

また、各府省評価委員会に対して、評定や評価の理由・根拠についての説明が不明確等であるため、分かりやすい評価を行うべき等、合わせて53事項について個別に改善の必要性を指摘しました。

Column

独立行政法人の抜本的な見直し

現在、行政刷新会議等において、独立行政法人制度・組織の抜本的な見直しが行われています。平成24年1月20日に「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」が閣議決定され、26年4月に新たな法人

制度及び組織への移行を目指すこととされました。政独委としては、移行までの間、引き続き、適切に独立行政法人評価活動を行うとともに、新たな公法人の評価制度の設計及び運用の検討にも寄与していきます。

大泉町

外国人集住率日本一 多文化共生のまちづくり

緑豊かな住環境と調和した、北関東屈指の工業都市。ここでは、多様な言語、文化、生活習慣をもつ外国人居住者も住民として共生する取組が進められています。

撮影：宇賀補善之 写真提供：大泉町

大泉町内を一望。関東平野の北端にあたり、海拔30メートルほどの低地が続く。



CITY PROFILE

人口：41,099人（平成23年12月31日現在）
面積：17.93km²
HP：<http://www.town.oizumi.gunma.jp/>

群馬県

大泉町

異国情緒あふれる 工業都市

群馬県の南東に位置し、南は利根川をはさんで埼玉県と隣接している邑楽郡大泉町。戦前から軍需産業の中心地として隆盛を極めていたこの地域は、戦後、積極的に工場誘致や市街地整備を行ったこともあり、今では年間製造品出荷額が県内市町村でも上位の、北関東有数の工業都市となっ

ています。

群馬県で最も面積が小さなまちでありながら、人口は県内の町村で最も多く、その人口の15・2%にあたる6237人が、ブラジルやペルーからの労働者を中心とした外国人登録者です。外国人集住率は日本で、町内にはポルトガル語の看板を掲げたブラジル食品店などが並び、異国情緒あふれた独特の景観を生みだしています。

多様な町民が 住みやすいまちに

外国人居住者が増えた理由は、バブル期の慢性的な労働力不足にあります。平成2年の出入国管理及び難民認定法（入管法）改正で、日系2世、3世やその家族に就労活動の制限がなくなり、多くの企業が南米からの日系人の「出稼ぎ」を受け入れ始めました。その結果、外国人が急増する

ことになったのです。ただ、当初「出稼ぎ」だった外国人たちの滞在が長期化し、新たに家族を呼び寄せるなどして定住する人が増えており、文化・習慣の違いを越えて、どのように共生していくかが今後の課題となっています。

このように多文化が混在している大泉町にあって、行政も住民目線のサービス向上に取り組んでいます。平成19年には、町役場の窓口業務が品質マネジメントシステムの国際規格ISO9001の認証を取得し、町民ニーズに沿っ

た質の高い住民サービスを提供し、町民満足度の高いまちづくりにつなげています。日本人も外国人もともに住みやすいまちづくりを目指し、大泉町が行っている数々の先進的な取組が、注目を集めています。



町の南には、雄大な利根川が流れており、町民の憩いの場となっている。



まちなかには、ポルトガル語の看板を掲げたブラジル系の店も数多い。



青果店の店先にも、ポルトガル語が書かれた値札が並ぶ。



◀毎年7月に開催されている大泉まつり。山車の巡回や神輿の渡御などが行われ、多くの住民が参加してにぎわっている。

◀毎年9月に開催されている大泉カルナバル。迫力ある本場のサンバを堪能できる。



町の中心部を縦断する「いずみ緑道」。昭和初期に敷設されていた利根川の砂利などの運搬に利用されていた鉄道の跡地を利用して作られた遊歩道で、日本の道100選にも指定されている。

秩序ある共生に向けて



公立小学校の日本語学級で、バイリンガルの日本語指導助手のサポートを受ける児童。

地方力 その1

正しい情報を正しく伝えるために 多言語によるサポート

外国人との共生で最初に立ちあがる壁は言語です。そこで、情報を正しく伝達するため、ポルトガル語による広報紙「ガラッパ」を発行。毎月約3千部を、公共施設、学校、ブラジル系の商店等で配布しています。その他、ゴミの出し方など生活に必要なルールや行政サービスの情報は日本語・ポルトガル語併記でまとめ、日本人も外国人も同じ情報を共有できるようにしています。

また、行政が外国人店舗などに出向いて、意見交換や各種制度の説明などを行う「多文化共生懇談会」、ポルトガル語通訳が常駐する多文化共生コミュニティセンターでの各種相談など、少しでも多くの人に伝わるよう、情報発信の

▼平成19年に開設された大泉町多文化共生コミュニティセンターで、ポルトガル語通訳に生活相談をする外国人居住者。



▼ブラジル人学校で行った防災訓練で、消火器の使い方を熱心に聞く日系ブラジル人の子どもたち。



▲大泉町が作成している日本語・ポルトガル語併記のパンフレット。

機会を多数設けているのも特徴です。
外国籍の子どもの教育支援も充実しています。平成2年10月に、全国に先駆けて公立小学校に「日本語学級」を設置し、日本語に不慣れな子どもには日本語指導助手がサポートしています。また、外国人学校での情報発信や日本文化の学習支援も行い、子ども

も健全育成に努めています。多文化共生を取り巻く状況は日々変化し、ゴールはありません。「正確な情報伝達」「暮らしのルールの順守」「万が一のときの連携」「顔の見える関係」の実現を目指し、大泉町は進化を続けています。

地方力 その2

正しい情報の伝達者を養成 「文化の通訳」登録事業

「多文化共生」とは単なる「交流」ではなく、日本人も外国人も同じ地域の居住者としてともに日常を営むことにあります。そのため、行政も言語面等で支援するだけでなく、外国人にも住民としての自覚を持ってもらうための働きかけを行っています。

その一つが、平成19年から行っている「文化の通訳」登録事業です。これは、外国人に日本文化や生活のルール、マナーなどを正しく理解して

もらい、家族や職場の同僚など、ほかの外国人たちに正しく伝えてもらうことを目的とした人材育成の取組です。当初は20名程度だった「文化の通訳」も、講座を開講するなどしてその規模を拡大し、現在は200名を超える外国人が、行政と外国人居住者たちの間の架け橋となつています。災害時の情報伝達や情報収集での活躍も期待され、今後、さらなる拡大と体制づくりを目指します。



▲東日本大震災時に被災地で炊き出しをするブラジル人たち。これを機にボランティア組織を立ち上げ、3月11日に災害想定訓練を実施予定。
▲パトロール隊と親子の交流。パトロール隊は、30の行政区それぞれの地域住民によって組織されている。



地方力 その3

地域住民と行政の連携 協働のまちづくり

登下校時の子どもたちの安全確保のため、平成16年から地域住民がパトロール隊を組織するなど、以前から行政と住民による協働の下地があった大泉町。多様化する公共サービスをより良く継続的に提供していくため、平成23年から本格的に「協働のまちづくり」を行っています。

ブラジル人ボランティア組織が計画している災害想定訓練もその一つです。災害時に行政

と外国人たちとのパイプ役となる人材の育成を目指し、防災知識習得に向けた取組を進めています。

また、町内の食品企業から出る廃油を活用したキャンドル作りで、エコを啓発する企画もあり、企業との協働という面でも第二步を踏み出しています。このように、行政と地域住民、市民団体、企業が連携して、大泉町ならではのまちづくりを進めていきます。



「習字と日本のマナーを学ぶ講座」。子どもから高齢者まで、参加者の年齢層は幅広い。



「茶道と日本のマナー講座」。ほかにも面接で役立つ日本語、冠婚葬祭のマナーなど、生活に密着した講座を多数開講している。



「節約日本料理の基礎とゴミ減量にも面接で役立つ日本語、冠婚葬祭のマナーなど、生活に密着した講座を多数開講している。

備えよう！
住宅用
火災警報器

春の全国火災予防運動
3月1日～3月7日

消したはず
決めつけなくてもう一度



武井咲

後援：消防庁 全国消防長会

制作：財団法人 日本防火・危機管理促進協会

宝くじは、
地方自治体の公共事業等に
幅広く使われています。

宝くじの収益金は、
病院や検診車、図書館や動物園、
災害に強い街づくり、緑あふれる公園、美術館など、
皆様の暮らしに役立てられています。



財団法人 日本宝くじ協会